

平成23年度「子ども手当」への対応について

1 基本的考え方

全国一律の現金給付である子ども手当は全額国の負担とすべきであり、来年度の子ども手当に地方負担が明らかとなった場合、本県は、次の考え方で対応していくこととする。

子ども手当の地方負担分の内、県負担分について支出を拒否することとし、平成23年度当初予算に計上しない。

県負担分に相当する経費については、地域の実情を踏まえた「新たな子育て支援施策」を展開する経費として予算計上する。

2 新たな子育て支援施策（子育て支援 神奈川方式）

県民が子ども手当を受給するよりも、神奈川の子ども達にとって、より有効と実感できる支援施策を政策パッケージとして取りまとめ実施する。

[新たな子育て支援の政策パッケージ（例）]

子育ての基盤整備	
・ 保育所、放課後児童クラブ、小・中学校等の施設設備の整備	市町村に交付金として交付
・ 私立幼稚園の施設設備の整備	学校法人等に助成
・ 県立学校の設備の整備（エアコン等）	県で整備
子どもの育ちの安心	
・ 保健医療サービスの充実（ワクチン接種）	市町村に交付金として交付
・ 私学学費補助の充実	学校法人等に助成

- ・ 平成24年度以降、国の子ども支援施策が大幅に変更されることが見込まれるため、政策パッケージは原則として23年度限りの施策とする。

3 今後の対応

県として、この考え方を市町村に説明するとともに、引き続き子ども手当の地方負担を阻止するためにあらゆる対抗措置を検討しながら国に対応していく。